

告示

埼玉県告示第百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

| | | | |
|------------------|--------------|------------------------|------------------|
| 聴聞の日時 | 被聴聞者の商号又は名称 | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地 |
| 令和三年二月十五日午後一時三十分 | 有限会社プラウトヨシモト | 由本 俊昭 | 埼玉県川口市本町二丁目八番十四号 |

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室